

平成24年4月障害福祉サービス等の報酬改定について

介護報酬改定の考え方と整合を取り、福祉・介護職員の処遇改善の確保、物価の下落傾向等を踏まえ、改定率プラス2.0%となっています。

●主な改定内容

○介護報酬との共通事項

- ・基金事業として行われてきた福祉・介護職員の処遇改善に向けた取組について、福祉・介護職員の賃金相当分の引上げ経費として、新たに処遇改善加算を創設。
- ・平成21年4月改定以降の物価の下落傾向を反映させ、原則として一律にマイナス0.8%基本報酬を見直し。
- ・介護職員等によるたんの吸引等を評価。
- ・食事提供体制加算の適用期限を3年間延長。
- ・基金事業として行われてきた通所サービス等の送迎に係る支援を報酬の中で対応することとし、新たに送迎加算を創設。
- ・平成24～26年度にかけて地域区分を見直し。

○相談支援

以下の4つのサービスを新設。

- ・計画相談支援（事業者指定は市町村）
- ・障害児相談支援（事業者指定は市町村）
- ・地域移行支援（事業者指定は都道府県）
- ・地域定着支援（事業者指定は都道府県）

○訪問系サービス

介護職員等によるたんの吸引等を評価。

- ・喀痰吸引等支援体制加算を新設。

○共同生活援助・共同生活介護・自立訓練

- ・夜間防災・緊急時支援体制加算を新設。

○障害児支援

障害児通所支援として以下の4つのサービスを新設。（事業者指定は市町村）

- ・放課後等デイサービス
- ・保育所等訪問支援
- ・児童発達支援
- ・医療型児童発達支援

障害児入所支援として以下の2つのサービスを新設。（事業者指定は都道府県）

- ・福祉型障害児入所施設
- ・医療型障害児入所施設

詳しくは厚生労働省ホームページへ

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/jiritsushien/setsumeikai.html>